

伊加賀校区コミュニティ協議会会則

- 第1条（名称） 本会は伊加賀校区コミュニティ協議会という。（以下「本会」という）
- 第2条（事務所） 本会の事務所は伊加賀小学校内に置く。
- 第3条（目的） 本会は伊加賀校区における各種団体の自主的な活動を促進し、相互に緊密な連絡調整に努めるとともに、地域自治の発展及び環境の保全と福祉の増進を図り住みよいまちづくりをめざすことを目的とする。
- 第4条（組織） 本会は、前条の目的を達成するために校区内の自治会をはじめ各種団体及び委員と役員会の推薦者をもって組織する。
- 第5条（活動） 本会は、目的を達成するために次の活動を行う。
- (1) 生活環境の保全および防災・防犯に関すること。
 - (2) 社会福祉の増進及び健康管理に関すること。
 - (3) 文化・学習活動に関すること。
 - (4) スポーツ・レクリエーション活動に関すること。
 - (5) 青少年の健全育成に関すること。
 - (6) 会報等の発行に関すること。
 - (7) 各種団体との連絡調整に関すること。
 - (8) 枚方市コミュニティ連絡協議会に関すること。
 - (9) 行政等関係機関との連絡協調に関すること。
 - (10) その他目的達成に必要な活動に関すること。
- 第6条（機関） 本会は、次の機関を置く。
- (1) 総会
 - (2) 校区代表者会議
 - (3) 役員会
 - (4) 各専門部会（青少年部会・安全部会・福祉部会・防災部会）
 - (5) 会計監査
 - (6) その他、会長が必要と認めた機関
- 第7条（総会） 1 総会は、本会の議決の最高機関として次の事項を審議し決定する。
- (1) 本会の基本的な活動方針
 - (2) 会則の変更
 - (3) 役員及び会計監査の選任
 - (4) 決算及び事業報告
 - (5) 予算及び事業計画
 - (6) その他議決が必要であると認められる事項

伊加賀校区コミュニティ協議会会則

- 2 総会は毎年1回、会長が招集し、総会で選出された議長が運営する。
- 3 役員会が必要と認めたとき、または校区代表者会議出席者の3分の2以上から要請があれば、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会及び臨時総会はコミュニティ協議会の役員、自治会及び諸団体の会長または代表で構成し、その2分の1以上の出席をもって成立とし、議決は出席者の過半数をもって決する。
ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5 出席できない場合は、議決に関する一切の権限を代理人に委任することができる。

第8条（役員会） 1 役員会は毎月会長が招集し、その議長となる。

- 2 役員会は、会計監査を除く役員で構成する。
- 3 役員会は、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 総会の議案に関する事項
 - (2) 総会決議事項の執行に関する事項
 - (3) 自治会・各部に提出、または付託する議案等に関する事項
 - (4) 自治会・各部から出された議案等に関する事項
 - (5) 本会の資産管理
 - (6) その他本会に関わる事項

第9条（役員会の構成）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 各専門部会長 4名
(青少年部会・安全部会・福祉部会・防災部会)
- (4) 会計 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局 若干名
- (7) 会計監査 1名
- (8) 顧問 若干名
- (9) 相談役 若干名

※但し、顧問・相談役については必要に応じて、出席を依頼することができる。

第10条（役員の仕事）

役員の仕事は各号に定めるところによる。

- (1) 会長は本会を代表して全ての業務を統括すると共に、会則第5条

伊加賀校区コミュニティ協議会会則

の各号に定める事項を審議するため、必要に応じて役員会ならびに校区代表者会議を開催する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 各部会は部会目的に沿って審議し、役員会にその意見等を反映する。
- (4) 事務局は、行政や他団体の連絡調整をするとともに、書記、WEB事業、広報などを取り扱う。
- (5) 顧問は会長の諮問に応じる。
- (6) 相談役は会長に助言し、本会を補佐する。

第11条（会計監査）

会計監査は本会の会計を監査し、総会で監査報告を行う。

第12条（役員任期）

- 1 役員任期は1年とし、総会に始まり総会で終わる。但し再任は妨げない。
- 2 前条各号の役員に欠員が生じた場合、その欠員となった役員については、補充することができる。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

- ## 第13条（細則）
- 1 役員選出に関して必要な事項等は別に定める。
 - 2 細則は役員会の承認で変更できる。

- ## 第14条（会計）
- 1 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。
 - 2 本会の会計年度は4月1日にはじまり、翌年の3月31日をもって終わる。

第15条 附則

- 1 本会則は平成10年9月26日より施行する。
- 2 平成12年4月16日より一部変更する。
- 3 平成13年5月27日より一部変更する。
- 4 平成14年5月26日より一部変更する。
- 5 平成17年4月23日より一部変更する。
- 6 平成19年5月19日より一部変更する。
- 7 平成21年5月23日より一部変更する。
- 8 平成26年5月17日より一部変更する。
- 9 令和2年5月16日より一部変更する。